

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三二
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件四件 三二
- 土地改良区の定款の変更を認可した件五件 三三
- 宅地造成等規制法により造成宅地防災区域を解除する件 三三
- 公 告**
- 落札者を決定した件 三三
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件二件 三三
- 福島県教育委員会教育長 三三
- 公金の収納の事務を委託した件 三三

告 示

福島県告示第二百七十五号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十六年五月一日救急病院として認定した。
 平成二十六年五月九日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄平	認定有効期限
福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院	白河市豊地上弥次郎二一一		平成二十九年四月三〇日

（地域医療課）

福島県告示第二百七十六号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規

模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年五月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。
 平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者
（変更前）株式会社ジャンプ
代表取締役 吉村 聖二
（変更後）株式会社アラジンホールディングス
代表取締役 吉村 聖二
 - 三 変更した年月日
平成二十六年二月二十八日
 - 四 届出年月日
平成二十六年四月二十五日
 - 五 届出をした者
株式会社アラジンホールディングス
- （商業まちづくり課）

福島県告示第二百七十七号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年五月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備えて縦覧に供する。
 平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ鎌田店 福島県福島市鎌田字熊ノ前三十二番一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 山田 寛人
（変更後）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 熊谷 美知雄
- 三 変更した年月日

平成二十六年四月三日
届出年月日

四 平成二十六年四月二十五日
届出をした者

五 有限会社ケーディーエス

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年五月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ福島大森店 福島県福島市大森字城ノ内二十七番地ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 山田 寛人

(変更後) 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番地三号

代表取締役 熊谷 美知雄

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 山田 寛人

(変更後) 宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番地三号

代表取締役 熊谷 美知雄

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄

宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番地三号

三 変更した年月日

平成二十六年四月三日

四 届出年月日

平成二十六年四月二十五日

届出をした者

マックスバリュ南東北株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十六年五月九日から同年九月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 山田 寛人

(変更後) マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄

三 変更した年月日

平成二十六年四月三日

四 届出年月日

平成二十六年四月二十五日

五 届出をした者

三菱UFJリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、中島村土地改良区から平成二十六年四月三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。
平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市河内土地改良区から平成二十六年四月七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。
平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、郡山市多田野土地改良区から平成二十六年四月八日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、南相馬土地改良区から平成二十六年四月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、磐城小川江筋土地改良区から平成二十六年四月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十八日認可した。

平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤雄平

(農村計画課)

福島県告示第二百八十五号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第二項の規定により、造成宅地防災区域の指定(平成二十五年福島県告示第三十七号)を次のとおり解除する。

平成二十六年五月九日

福島県知事 佐藤雄平

区域名	区 域	区域の範囲
光ヶ丘団地	石川郡石川町字長久保	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部建築総室建築指導課、福島県県中建設事務所建築住宅課及び石川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(建築指導課)

公 告

公告第135号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年5月9日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
60,804,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月7日

(税務システム課)

公告第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十六年五月九日
福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
郡山市河内土地改良区

退任した役員
郡山市河内土地改良区
役員 氏名 住所
理事 遠藤 貢 郡山市逢瀬町河内字屋敷九三番地
就任した役員

役員 氏名 住所
理事 今井 良一 郡山市逢瀬町河内字屋敷一〇二番地

(農村計画課)

公告第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十六年五月九日
福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
只見町土地改良区

退任した役員
只見町土地改良区
役員 氏名 住所
理事 山内 清示 南会津郡只見町大字梁取字大田六〇八番地の一
就任した役員

役員 氏名 住所
理事 矢沢 明伸 南会津郡只見町大字二軒在家字鳥喰二九八番地

(農村計画課)

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。
平成二十六年五月九日
福島県立美術館長 早川博明

- 一 委託した事務の範囲及び内容
福島県立美術館観覧料及び図録等売払代金徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 株式会社東北装美
- 2 所在地 福島県郡山市並木三丁目五番地の三
- 三 徴収の事務を委託する期間
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(総務課)